㊞写

「大谷川に生息する日本固有種オオサンショウウオの絶滅の危機から
保全する取組を滋賀県に求める意見書」の提出についての請願書

【請願趣旨】

私たち「滋賀のオオサンショウウオを守る会」は、滋賀県のオオサンショウウオを守るために設立し、滋賀県全域の生息実態の解明や下流に流され迷子になったオオサンショウウオの保護活動をしている団体です。

ニホンオオサンショウウオは、国の特別天然記念物に指定されている、世界的にも希少な大型の両生類です。長浜市においては、2002 年 8 月、長浜市木之本町古橋の大谷川上流で、大きなオオサンショウウオが地元住民の方により発見され、以降、本格的な調査も毎年実施されています。調査の結果、現在では大谷川において 150 個体を超える固有種(日本在来種)の生息・繁殖が確認されています。

しかし、近年、数十年前に食用として持ち込まれた外来種のオオサンショウウオが国内で繁殖したことに端を発した、固有種との交雑問題が顕在化しています。

日本各地で固有種が交雑個体に入れ替わる事態が起きており、滋賀県内においても、湖西地域の安曇川では、2026 年までの 10 年間で確認されたオオサンショウウオの成体 10 個体のうち半数が交雑個体であることが明らかになりました。琵琶湖においても交雑個体が発見されており、このままでは琵琶湖を介して県全域の河川等に遺伝子汚染が進んでしまうのではと危機感を抱いています。

国は、現状を鑑み、2024 年 7 月に外来種及び交雑個体のオオサンショウウオを特定外来生物に指定し、輸入や野外への放出、無認可での移動等を規制しました。駆除も可能となっているようですが、まだ大きな効果は表れていないようです。

私たちは、今年７月に、「生息状況調査の人的・経済的支援」「発見・一時保護及び遺伝子汚染を防ぐための遺伝子鑑定等に係る対応マニュアルの作成、並びに関係各所への周知徹底」「遺伝子解析のための経済的支援」について要望書を作成し、２２２名の署名と併せて持参して、浅見長浜市長にお願いしています。

8 月には、滋賀県の担当課職員の方々にも現状について説明に伺いましたが、滋賀県全域に交雑問題が急速に拡大しつつあることから、滋賀県に対して、下記事項について早急に取り組まれるよう意見書の提出を行うべく、請願いたします。

【請願事項】

1　絶滅の危機に瀕している日本固有のオオサンショウウオ保護のために必要な取組みの実施（規定の制定等）をお願いします。

2　固有種オオサンショウウオの保護や外来種・交雑個体のオオサンショウウオの防除のために、県内市町が適切な行動をとれるよう、関連施策についての情報提供や、関係機関等との連携についての指導・助言等をお願いします。

3　県内で発見・保護されたオオサンショウウオの鑑定確定までの一時保護施設と交雑個体等の収容施設に関する取り組みをお願いします。

4　日本固有のオオサンショウウオ保護や外来種・交雑個体のオオサンショウウオの防除に関する、国庫補助事業の実施や県補助金の設置・交付等をお願いします。

5　琵琶湖を介して県全域に交雑個体が拡大していることを受け、他府県とは異なる独自の視点に立った滋賀県として統一的な対応を行うことができるよう、固有種オオサンショウウオの保護及び外来種・交雑個体オオサンショウウオの防除のための体制構築と、体制維持のために必要な取組みの継続的実施をお願いします。